

## 子ども・子育て支援事業計画における進行管理事業にかかるコラムについて

## 【コラムとは】

計画の中の進行管理事業に関する補足説明や、進行管理事業に含めない事業の掲載等を行うために差し込むページ

## 【具体的なコラム選定の考え方】

- 進行管理事業の事業概要説明では説明しきれないものの補足、事業間の連携等を図り、フローなどで補足するもの
- 進行管理事業に入らない事業で、『施策の方向』を達成していくにあたって重要な事業に関するもの

※掲載  
イメージ

## 1. 子どもの権利保障のための取り組みの充実

## 現状

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの4つの権利を守ることをうたっています。

日本では平成6年にこれを批准していますが、条約の趣旨をさらに広め、子どもの権利保障とは何か、共通の理解を深めていき、意識の向上を図る必要があります。

## 施策の方向のポイント

- 子どもから大人まで、社会全体が子どもの権利に対する理解を深め、それぞれの立場が役割を果たしていくための意識啓発を行います。
- 子どもの自己主張、自己表現の場を大切にし、自発的に社会参画できる仕組みづくりを推進します。

## 1. 子どもの権利保障啓発事業

(子育て支援課)

## 2. 子ども実行委員会設置事業

(子育て支援課)

事業概要	子ども自身が意見を表明し、参加して、子ども自身が望む遊びや体験を実現させるため、子ども実行委員会を設置します。 子ども実行委員会では、定期的に会議を開催し、こども館の主催するイベントや行事をつくりあげていきます。				
数値目標	H27	H28	H29	H30	H31
	実行委員(実)				
	120人	132人	144人	156人	168人
数値目標	イベント等の実施(実行委員会が作るイベント・行事)				
	10回	11回	12回	13回	14回

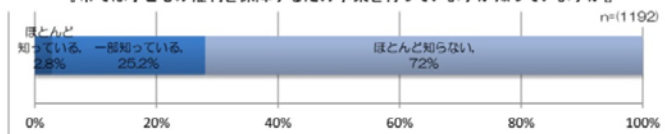
## コラム

## &lt;子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)&gt;

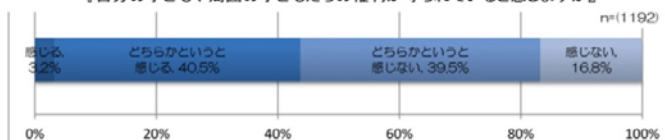
子どもの基本的人権を国際的に保障することを定めた『子どもの権利条約』を、日本が批准して20年になります。市で行ったアンケートでは、市川市における子どもの権利条約の認知度はまだまだ高いとは言えず、また「子どもが守られていると感じる」と答えた人は半数に達していません。

子ども一人ひとりが人権意識をもち、暴力や不当な扱いから自分を守る知識が持てるよう取り組む必要があります。

## 『市では子どもの権利を保障するため事業を行っていますか?』



## 『自分の子どもや周囲の子どもたちの権利が守られていると感じますか?』



□平成26年度『次世代育成支援に関するアンケート』(eモニター制度) <市川市子育て支援課>

## コラム掲載一覧

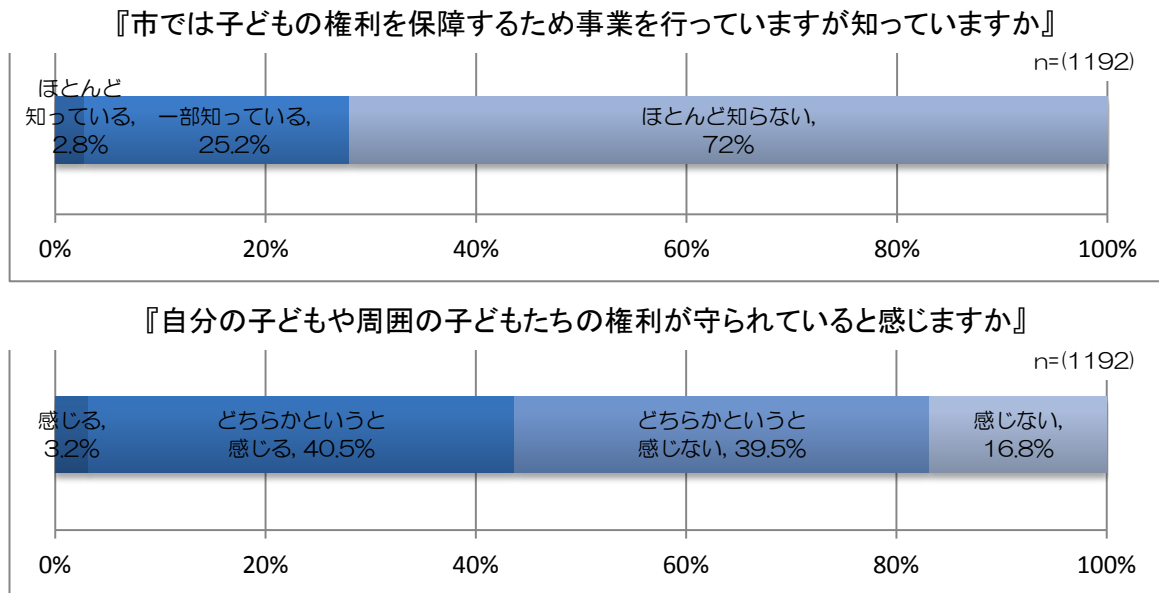
施策の方向		コラム掲載 (案)	所管課
1	子どもの権利保障のための取組の充実	・こどもの権利条約	子育て支援課
2	子どもの居場所の充実	・放課後の過ごし方の現状	子育て支援課
		・放課後保育クラブの紹介	青少年育成課
3	教育・保育施設、地域型保育事業の計画的整備	・待機児童数の推移	保育計画推進課
		・就労の希望	子育て支援課
4	乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進	—	—
5	多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実	・日常的に子どもをみてもらえる環境があるか	子育て支援課
6	地域の子育て力向上のための支援の充実	・子育てををする上で気軽に相談できる人・場所	子育て支援課
		・市民や事業者が主体となって進める取り組み	子育て支援課
		・すこやか応援隊事業、ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課
7	子育て相談・情報提供の充実	・情報提供等の機能を持つ子育て支援事業の認知度等	子育て支援課
		・子育てナビ	子育て支援課
8	経済支援の充実	・子育て世帯の所得状況推移	子育て支援課
		・子どもを生む・育てるにあたって不安に思うこと	こども福祉課
9	母子保健の充実	・1歳6ヶ月児健診、母子訪問事業	子育て支援課
10	小児救急医療の充実	・市川市の救急医療体制	疾病予防課
11	虐待防止・対応のための取組の充実	・児童虐待相談・対応の状況	子育て支援課
		・市の家庭児童相談の内容の推移	子育て支援課
12	ひとり親家庭等の自立のための支援の充実	・ひとり親家庭の経済的負担	こども福祉課
		・全国における母子家庭・父子家庭の現状	子育て支援課
13	発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実	・児童発達支援センターと児童発達支援事業について	発達支援課
		・市川市こども発達相談室について	発達支援課
14	仕事と子育ての両立支援	・仕事と子育ての両立環境の整備に向けて	子育て支援課

## 【施策の方向 1】

### <こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)>

子どもの基本的人権を国際的に保障することを定めた『子どもの権利条約』を、日本が批准して20年になります。市で行ったアンケートでは、市川市におけるこどもの権利条約の認知度はまだまだ高いとは言えず、また「子どもが守られていると感じる」と答えた人は半数に達していません。

今後も、子ども一人ひとりが人権意識をもち、暴力や不当な扱いから自分を守る知識が持てるよう取り組む必要があります。



□平成26年度『次世代育成支援に関するアンケート』(eモニター制度)《市川市子育て支援課》

### <子どもの権利の4つの柱>

こどもの権利条約では、4つの柱に分かれる権利を守ることとされています。

<p><b>【生きる権利】</b> 防げる病気などで命を奪われないこと 病気やけがをしたなら治療を受けられることなど</p>	<p><b>【育つ権利】</b> 教育を受け、休んだり遊んだりできること 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど</p>
<p><b>【守られる権利】</b> あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること 障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど</p>	<p><b>【参加する権利】</b> 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど</p>

□財団法人日本ユニセフ協会

【施策の方向 2】

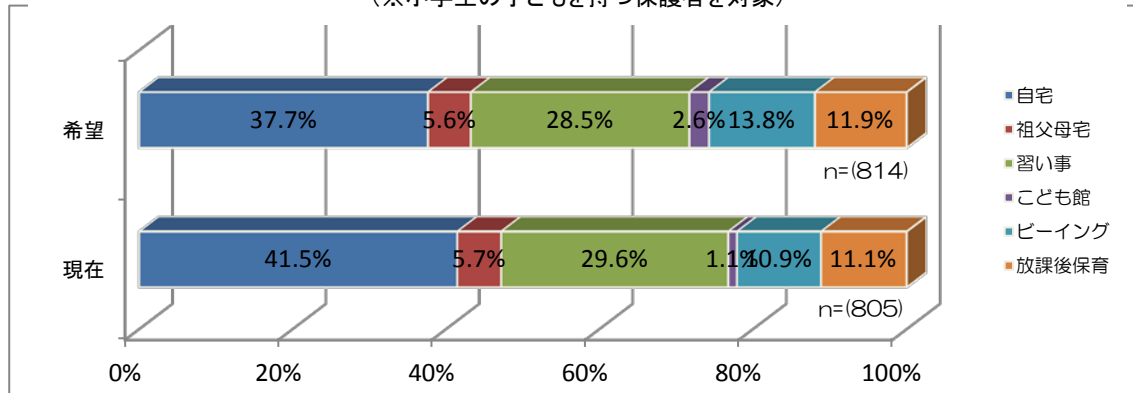
＜放課後の過ごし方における現在と希望の比較＞

現在の放課後の過ごし方と希望のの過ごし方に大きく開き見られませんが、こども館、ビーイング、放課後保育クラブの合計の差に少し差が見られます。

また、小学生のこども達本人の希望の過ごし方について最も多いのが自分の家、続いて自由に遊べる広場となっています。

『子どもの放課後の時間をどのような時間で過ごさせたいか』

(※小学生の子どもを持つ保護者を対象)



『学校の授業が終わった後、どのようなところで過ごしたいか』

(※小学生本人を対象)

n=(1064) (複数回答)

自分の家	自由に遊べる広場	友だちの家	遊具のある公園
41.9%	38.4%	33.4%	32.1%
友だちとのんびりできる場所	学校の校庭	学校の体育館や教室	屋外のスポーツ施設(野球場など)
29.3%	28.6%	12.1%	12.0%
図書館	動物、昆虫、草花などの自然があるところ	音楽を聞いたり、楽器をひいたりできる場所	屋内のスポーツ施設(バスケットボールコート等)
9.8%	7.9%	6.1%	5.1%
静かに勉強のできる場所	カラオケボックスやゲームセンター	その他	デパート等のショッピングセンター
4.6%	3.0%	2.4%	1.4%

□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

○ 保育クラブの生活について

保育クラブの生活は、学校から子ども達が「ただいま～」と帰ってきた時から始まります。春・夏・冬休みなどの長期休業の日や、土曜日、振り替え休業日などは朝からの一日保育になります。

一日の流れ <例>

(学校がある日)

時間	プログラム	内容
14:30	登所 勉強 室内あそび	子ども達を迎え、連絡帳をチェックし、保護者からの連絡事項を確認します。 宿題がある場合は、すませてから遊ぶように声かけをします。
15:30	おやつ	おやつは成長期の子どもにとって大切な栄養補給です。子ども達がみんなで楽しく過ごす大切な時間です。
16:00	外遊び	遊びを通して子どもは成長していきます。自主的・創造的に楽しく遊べるように指導員はサポートします。
17:00	室内遊び (勉強)	体を動かす遊びだけでなく、工作・お絵かきなどの室内遊びや季節に合わせた行事の準備を協力しながら行います。
18:30	延長保育	一人帰りの子どもには安全に家まで帰れるように声かけします。
19:00	閉所	

(学校が休みの日：午前中)

時間	プログラム	内容
8:00	開所 室内あそび	子ども達を迎え、主に室内で自由に遊びます。 ※開所時間に合わせて登所するようお願いします。
9:00	勉強	宿題等の勉強をしたり読書をして過ごします。
10:00	外遊び	校庭等でサッカー・ドッジボール等思いっきり遊びます。
12:00	お弁当	各自持参したお弁当を楽しく食べます。

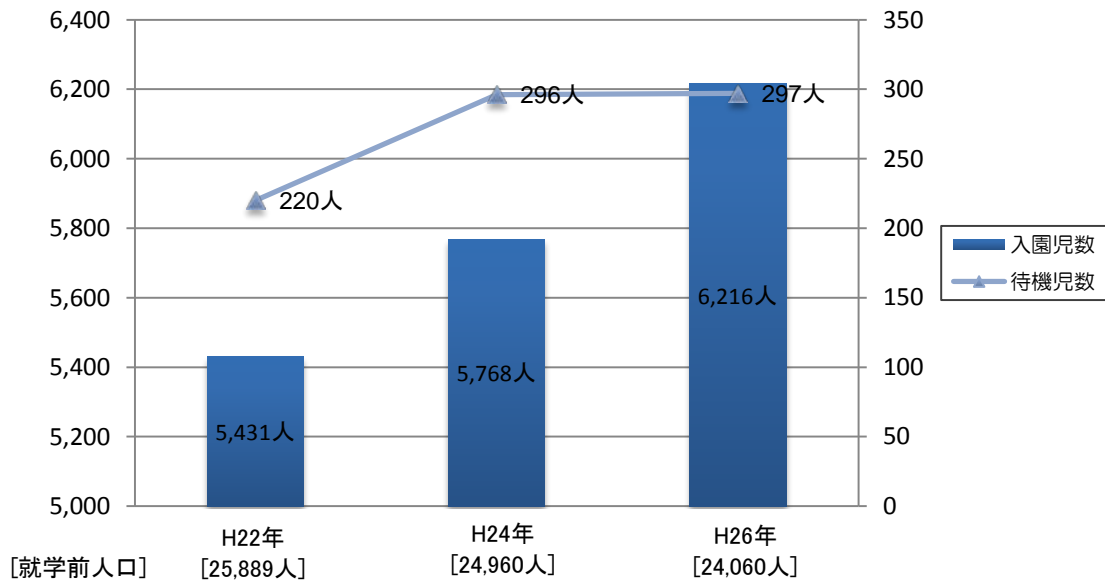
※在籍する児童や施設環境などにより保育クラブの一日の流れは変わります。  
あくまでも一例となります。

【施策の方向 3】

＜保育園の入園児数および待機児童数の状況＞

就学前人口は減少傾向にあるものの、保育園入園児数は増加し、待機児童数も増加しています。

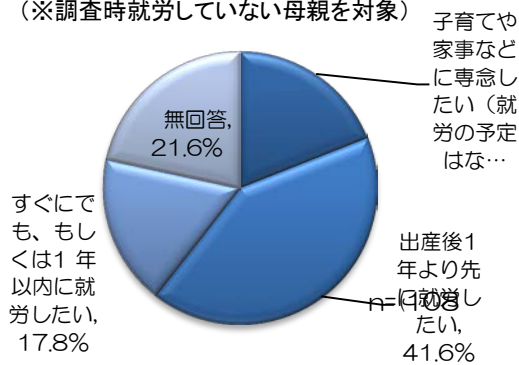
※待機児童の定義(国の基準): 保育に欠ける状態にあつて、認可保育園に入所を希望している児童のうち、他の保育施設等(認可外保育園)を利用している児童および特定の保育園のみを希望していることで待機となっている児童を除くもの。



□保育園の入園児童数および待機児童数(各年4月1日現在)《市川市保育課》

【就労の希望、希望する形態】

(※調査時就労していない母親を対象)

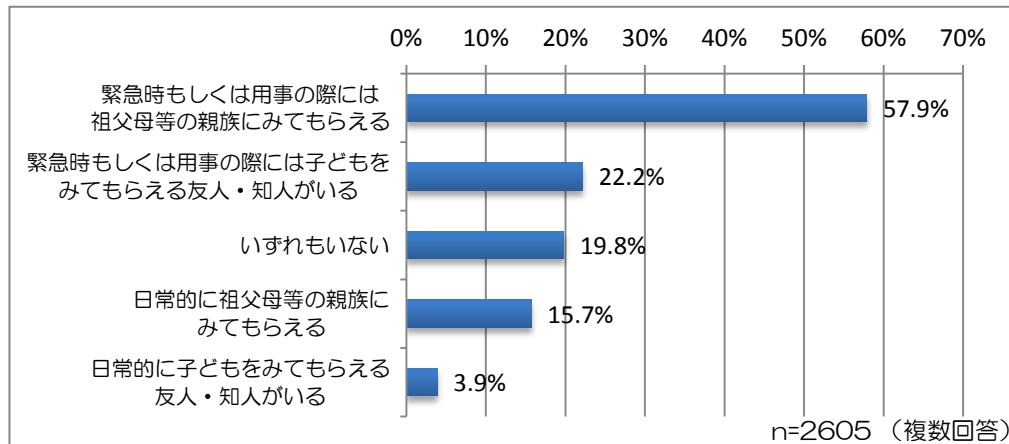


□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

【施策の方向 5】

＜日頃子どもをみてもらえる親族や知人の有無＞

緊急時等一時的な都合の際に、祖父母等の親族にみてもらえる世帯は多いものの、親族以外や、日常的に子どもを預けられる環境にない家庭が多いことがわかります。



□ニーズ調査：『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

【施策の方向 6】

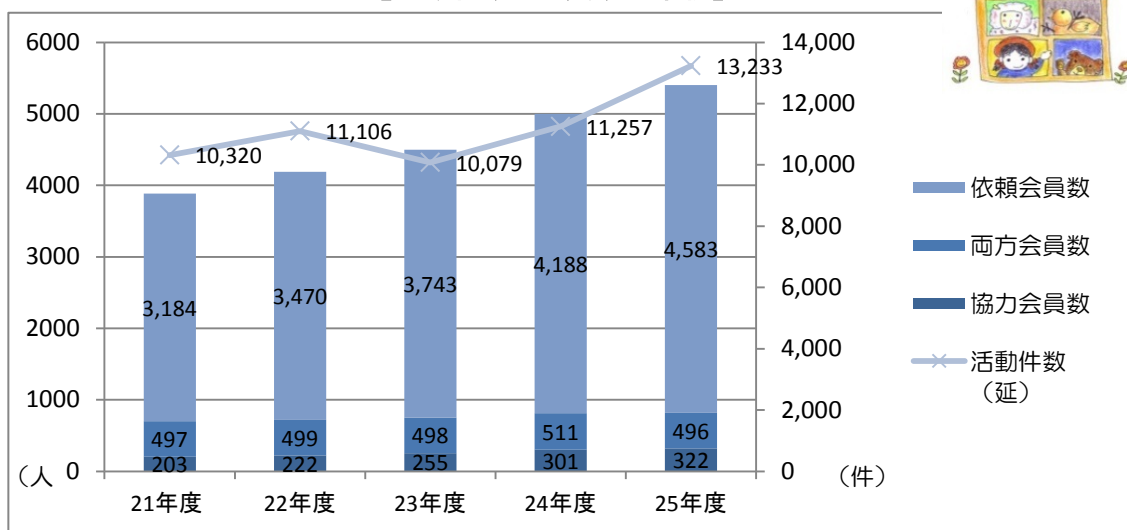
＜ファミリー・サポート・センター事業＞

育児の支援をしたい会員（協力会員）と、育児の支援を受けたい（依頼会員）、両方を利用したい会員（両方会員）が手を取り合い、人と人が支え合う相互援助活動です。

主な活動としては、協力会員が保護者の代わりに保育園や幼稚園へお迎えに行ったり、協力会員の自宅でお子さんをお預かりしたり、年間約13,000件の活動が行われています。生後2ヶ月から小学校6年生のお子さんが対象で、依頼会員は協力会員に1時間500円もしくは600円のお礼を支払います。

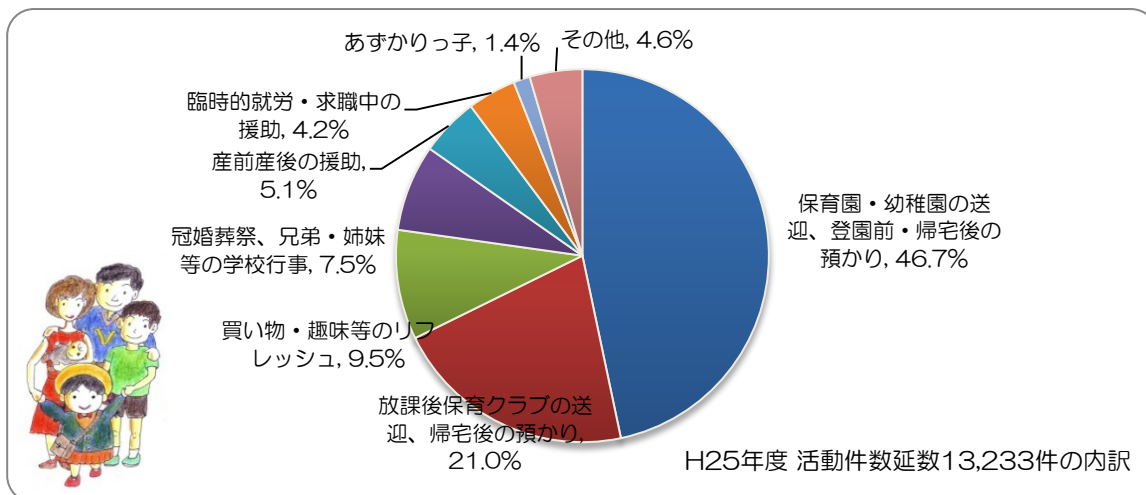


【活動件数と会員数の推移】



□平成25年度 ファミリー・サポート・センター活動件数と会員数の推移＜市川市子育て支援課＞

【平成25年度活動内容の内訳】



□平成25年度 ファミリー・サポート・センター活動内容＜市川市子育て支援課＞



## ＜すこやか応援隊事業＞

妊娠中から就学前までの親子を対象に地域の中で子育てに喜びや楽しみを感じ、子どもと親がともに成長していけるような支援、環境づくりを通して「すこやかな親子の育ち」を保育士と栄養士のチームが応援しています。

### 1. 子育ての不安・負担感



すこやかひろば、すこやかひろば講座の開催

電話相談、窓口相談、訪問相談

産後ホームヘルプサービス



子育てサークル支援

子育ての情報提供、周知活動



いちかわっこメールの配信

### 2. 地域社会との ネットワーク構築



関係機関との連携



子どもに関わる相談窓口連絡会の開催

NPO 法人等とのつながりを持ちイベントを開催

地域ケアシステム等の支援



子育て支援ボランティア養成講習会の開催や活用

【施策の方向 6】

＜市民や事業者が主体となって進める取り組み＞

子ども・子育て支援に関しては、市との共催や後援によって、保育園や幼稚園の教育・保育活動に付随して、など様々な形で、市民や事業者が主体となって進める取り組みが数多くあります。今後も行政・市民・事業者が、それぞれの役割を担い、協働して、子ども・子育て支援環境の充実に努めていくことが重要です。

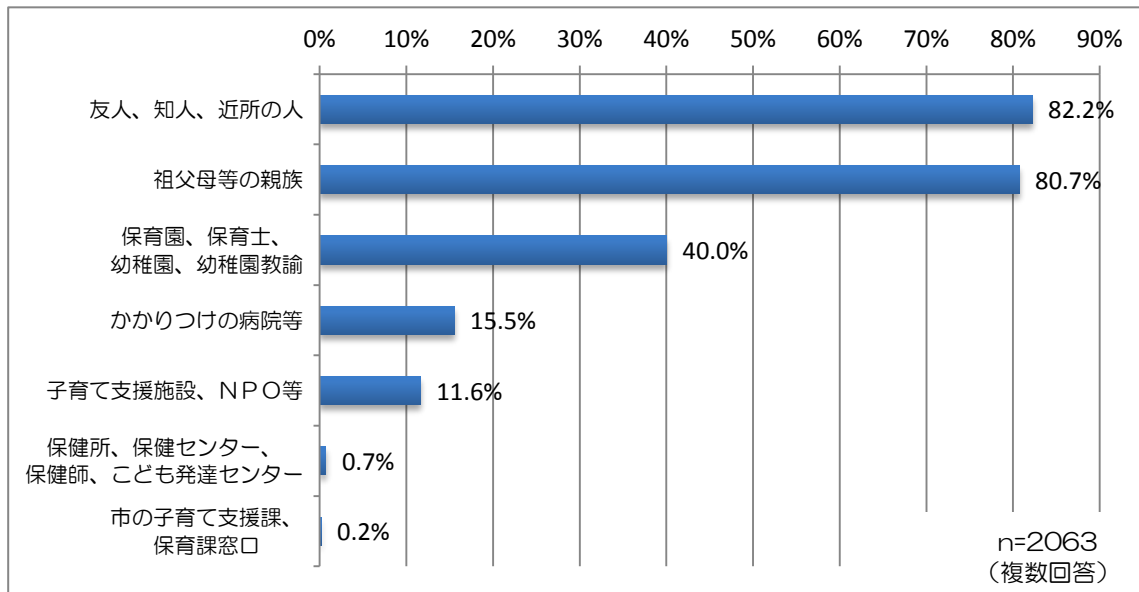
【市民や事業者が主体となっている主な事業】

事業名	概要
共催事業、実績が多い後援事業について（5事業程度）、事業名、事業概要を記載予定	



【施策の方向 6】

【子育てをする上で気軽に相談できる人・場所】

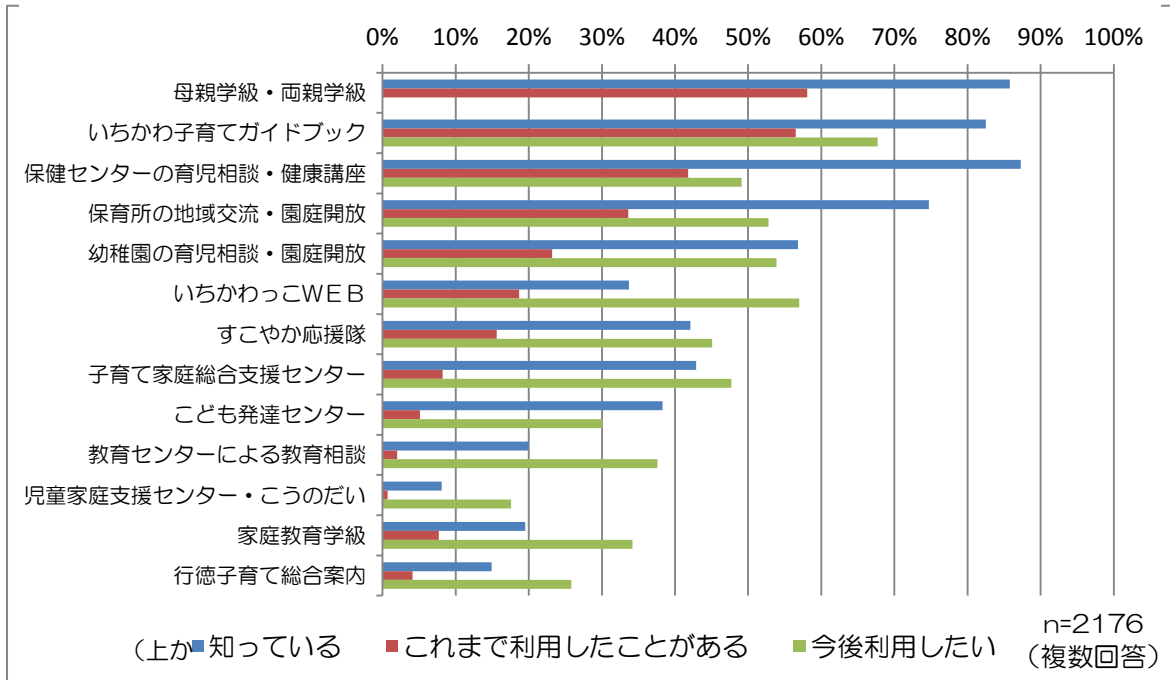


□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月実施

【施策の方向 7】

＜情報提供・相談窓口の機能を持つ子育て支援事業の認知度・利用状況・利用希望＞

『地域の子育て支援事業をどのくらい利用しているか、また希望としてどれくらい利用した』

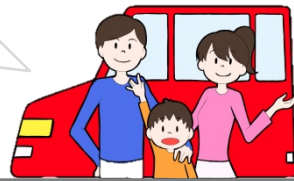


□ニーズ調査:『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成25年11月

### <子育てナビ>

子ども子育て支援法に基づき家庭のライフスタイルやニーズに合わせ、多様な教育・保育施設の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるような必要な支援を行います。

「共稼ぎをしているので保育園を探したい」  
「我が家から通える幼稚園は？」  
「手続きはいつから？方法は？」



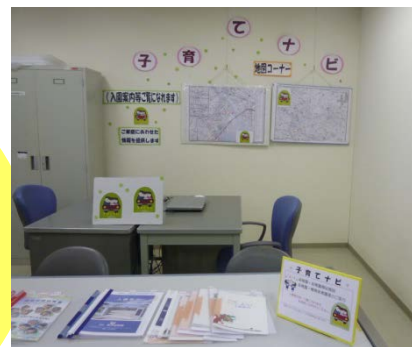
子育てナビ 【窓口・電話・出張子育てナビ】

聞き取り

家庭状況の理解

イメージ・整理のお手伝い

情報提供



幼稚園

保育園

認定こども園

地域型保育

幼稚園類似施設

簡易保育園

その他



施設訪問・連絡

関係機関との連絡・調整、  
連携、協働の体制

【施策の方向 8】

＜子育て世帯の所得状況推移＞

20代における平成9年(1997年)から平成19年(2007年)の推移をみると、最も多い年収の階級(300～399万円)の割合が約7%減少していることがわかります。

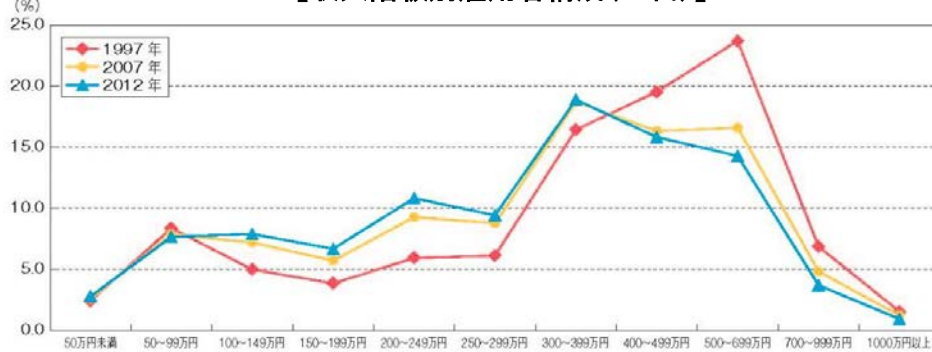
また30代における平成24年(2012年)をみると、最も多い年収の階級が下がり、さらに300万円台以下の階級の割合が増加しています。

全体の構成として、15年間で、子どもをもち始める20代、30代の所得状況は減少していることがわかります。

【収入階級別雇用者構成(20代)】

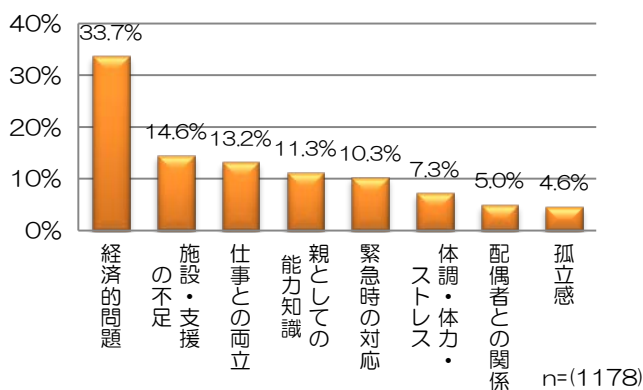


【収入階級別雇用者構成(30代)】

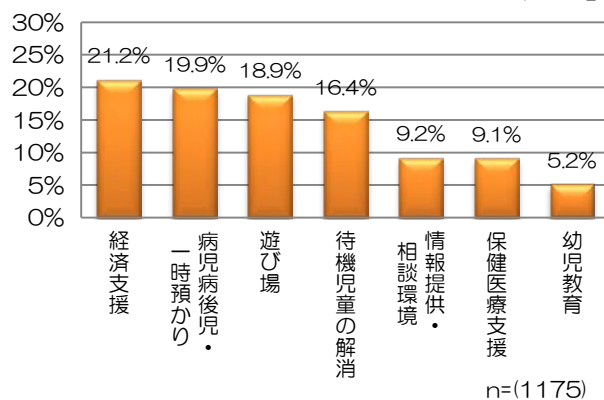


□平成26年版 少子化社会対策白書<<内閣府>>

【子どもを生む、育てるにあたって不安に思うこと】



【市の子ども・子育て施策において充実させてほしいと思うもの】



□平成25年度『子ども・子育てに関するアンケート』e-モニター制度<<子育て支援課>>

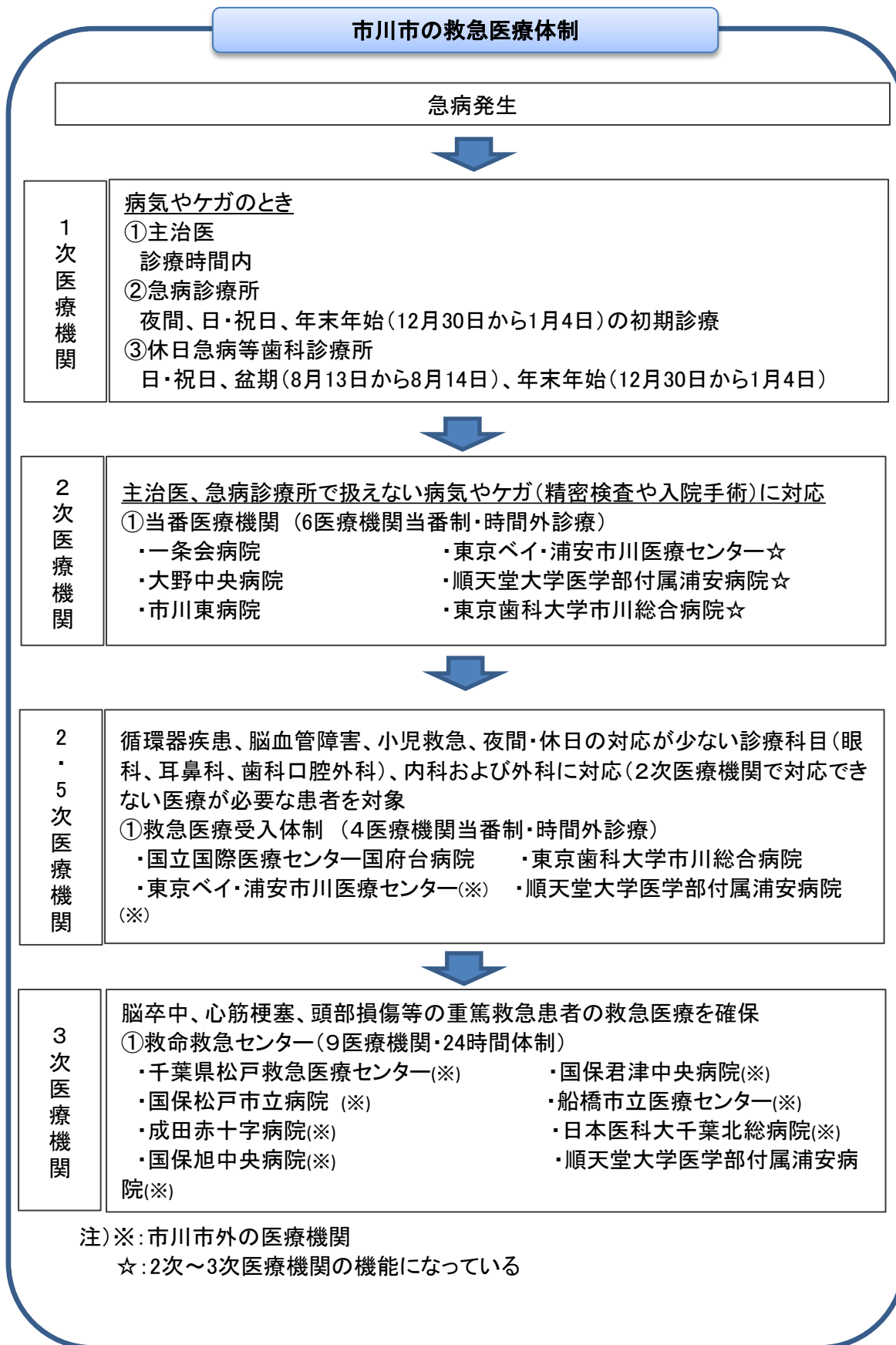
【施策の方向 9】

＜1歳6ヶ月児健診＞

お子さんの健康な成長と疾病の早期発見のために欠かすことができないのが健診です。  
1歳6ヶ月頃になると、言葉が出はじめ、生活の様々な面において自立心が芽生え始める時期です。  
1歳6ヶ月児健診では、医療機関で個別に受ける内科健診と歯科健診・歯みがき指導・保護者の方からの育児・栄養・発達に関する質問や相談に答える集団健診を行っています。

＜母子訪問事業(新生児、1～2ヶ月児訪問)＞

生後2ヶ月までの赤ちゃんとその保護者がいるすべてのご家庭を助産師や保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育やお母さんからの相談に応えます。また、様々な子育て支援に関するサービスの情報提供も行っています。

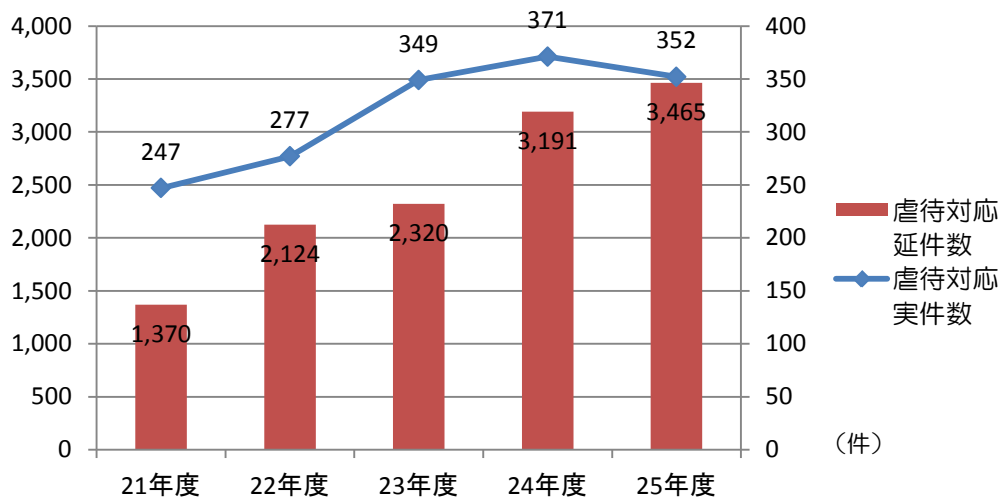




【施策の方向 11】

＜児童虐待相談・対応の状況＞

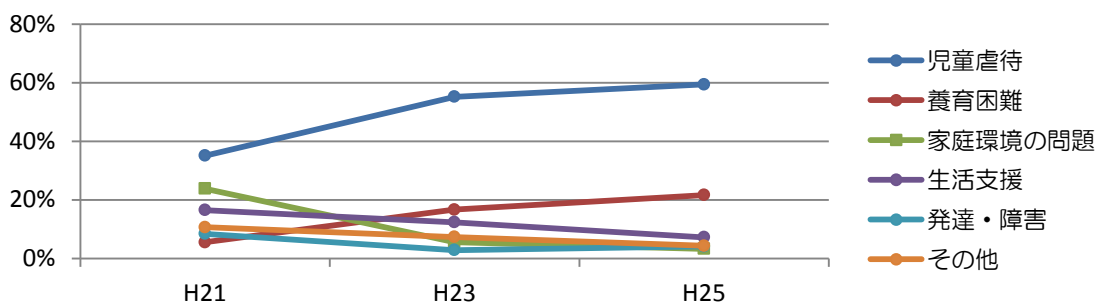
本市への連絡・通報があった児童虐待に関する相談及び虐待への対応は年々増加傾向にあります。虐待対応実件数については、平成25年度は前年度より減少したものの、平成21年度からは約1.5倍近く増えています。また、1件あたりの対応件数の増加の理由は、虐待相談の複雑化、深刻化などが考えられます。



□平成25年度 児童虐待相談受付状況《市川市子育て支援課》

＜市の家庭児童相談の内容の推移＞

市の家庭児童相談件数についても、年々増加傾向にあります。相談内容については、平成20年度から平成24年度の推移をみると、児童虐待に関する相談の増加率が最も大きくなっています。



	(件)	H21年度	(件)	H23年度	(件)	H25年度
児童虐待	1430	35%	2320	55%	3466	59.4%
養育困難	225	6%	700	17%	1263	21.6%
家庭環境の問題(虐待、養育困難以外)	972	24%	234	6%	191	3.3%
生活支援	672	16%	520	12%	422	7.2%
発達・障害	343	8%	121	3%	241	4.1%
その他	435	11%	308	7%	253	4.3%

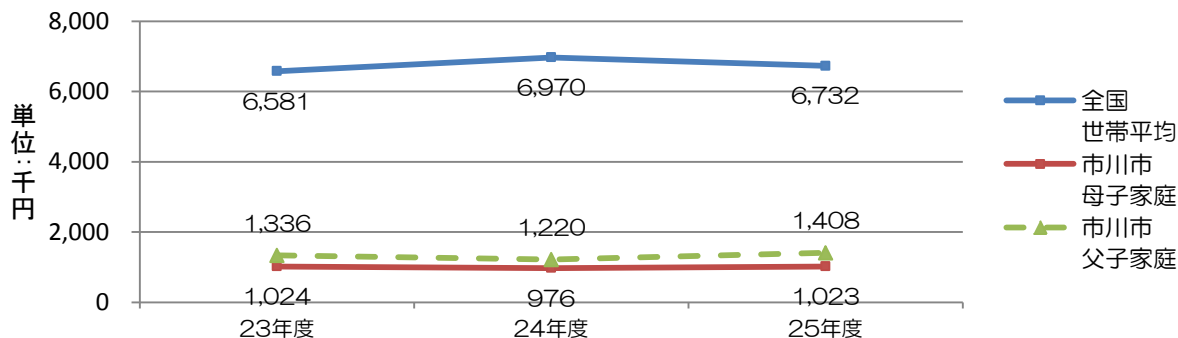
□平成25年度 家庭相談受付状況《市川市子育て支援課》

【施策の方向 12】

＜ひとり親家庭の経済的負担＞

全国における児童(18歳未満)のいる世帯の平均所得額と、市川市における児童扶養手当現況届提出者の平均所得額の比較をみると、父子家庭で約5倍、母子家庭で6倍以上の経済的負担が大きさが見られます。

【平均所得推移】  
(全国児童のいる世帯-市川市ひとり親世帯 比較)



□全国児童のいる世帯の平均所得: 厚生労働省発表「平成25年 国民生活基礎調査の概況」  
□市川市ひとり親世帯の所得: 市川市こども福祉課

＜全国における母子家庭・父子家庭の現状＞

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚80.8% 死別7.5%	離婚74.3% 死別16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
正規職員・従業員	39.4%	67.2%
自営業	2.6%	15.6%
パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入 (母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入 (母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入 (同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

□平成23年度 全国母子世帯等調査

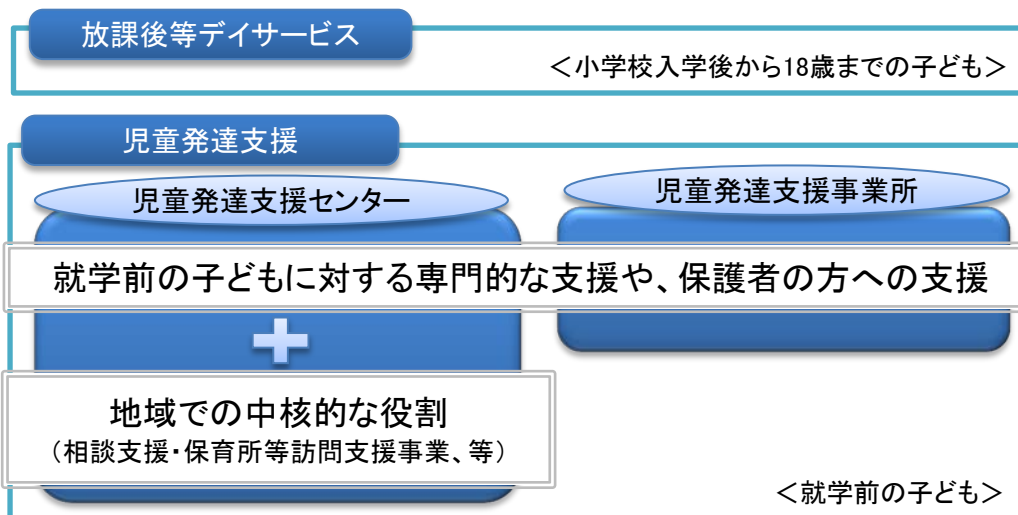
※世帯数: 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。  
※平均年間収入: 生活保護法に基づく給付や、自身の収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の金額。

＜児童発達支援センターと児童発達支援事業について＞

平成24年4月に児童福祉法が改正されたことにより、従来障害者自立支援法で定義されていた「児童デイサービス」と児童福祉法下にあった「知的障害児通園施設」等が一元化されて、児童発達支援（就学前の子ども）、放課後等デイサービス（小学校入学後から18歳までの子ども）という名称に変わりました。

児童発達支援には「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」の2種類がありますが、「児童発達支援事業所」は就学前の子どもに対する専門的な支援や保護者の方への支援をするところであり、「児童発達支援センター」は上記の児童発達支援事業に加えて、地域支援の機能を併せ持ち、地域での中核的な役割を果たす施設と位置づけられています。

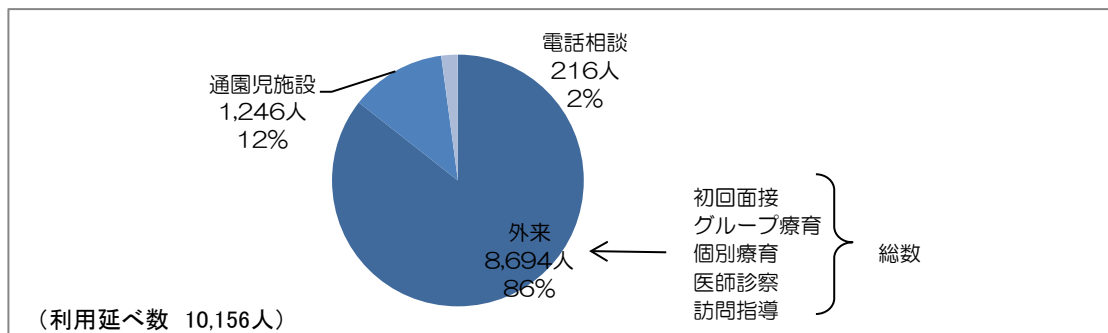
市川市内で児童発達支援センターは現在3カ所、（平成27年4月には1カ所新規開設予定）児童発達支援事業所は17カ所、放課後等デイサービス事業所は23カ所あり、地域の子どもの健やかな成長を支えています。（平成26年11月現在）



＜市川市こども発達相談室について＞

こども発達相談室は運動や行動、ことば等の発達にご心配がある就学前の子どもに対して、専門の職員による相談や個別、及び集団での指導を行うところです。ここ数年は発達障害への認知度が上がってきたこと等の理由により、利用者数が増えています。発達相談室ではその他、地域への支援として教員、保育士等への研修や保育園への巡回相談、更にシンポジウムなど一般市民への啓発活動にも力を入れています。

【平成25年度 発達相談室の利用状況】



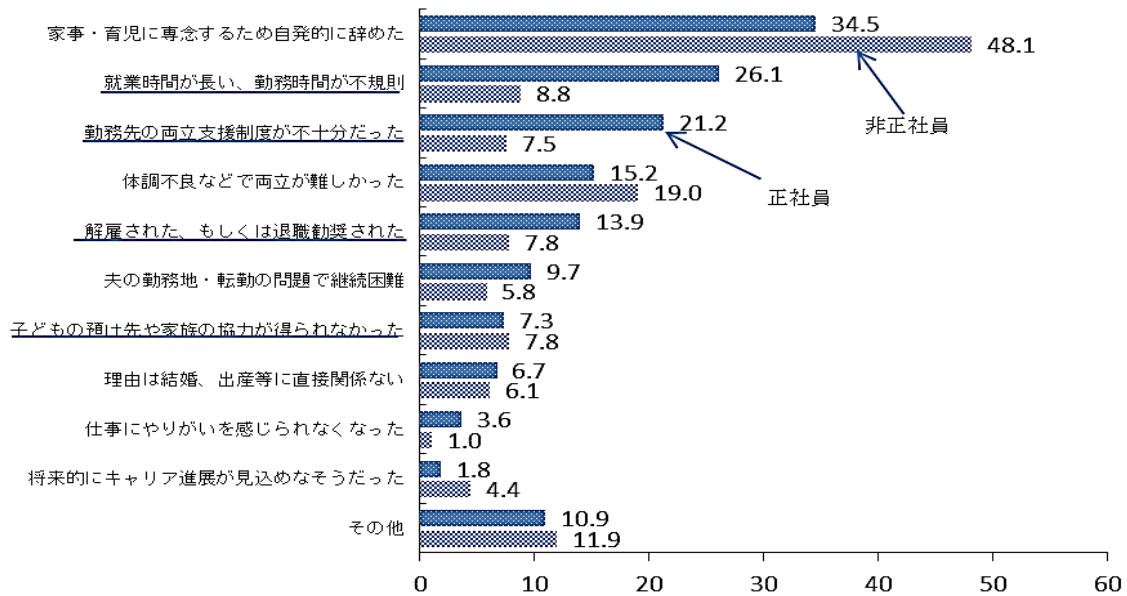
□平成25年度 発達相談室の利用状況＜市川市発達支援課＞

【施策の方向 14】

＜仕事と子育ての両立環境の整備に向けて＞

就労中の女性は、出産時に自らの希望で離職する場合も多いですが、勤務先の両立支援制度が不十分だったなど仕事と子育ての両立環境が整っていないため、やむを得ず職から離れる場合も多い状況です。  
待機児童解消に向けた保育所整備などのほか、仕事と子育て両立のための雇用環境整備が求められています。

【就業形態別妊娠時の退職理由】



※厚生労働省委託三菱UFJリサーチ&コンサルティング「育児休業制度に関する実態把握のための調査」(2011年)より